

博士学位請求論文審査報告

リ・ヒャン Chol(李香哲)

近代日本における郵便貯金・預金部資金の歴史的考察

—松方財政期から昭和恐慌期にかけて

まえがき

本論文は、松方財政期に郵便貯金が制度として確立して以来、それを通じての政府による資金調達と、その運用を 1930 年代まで跡づけた労作である。論文はほぼ編年的な構成をとっており、以下の章からなっている。

序論

第 1 章 零細貯蓄資金の結集としての郵便貯金の確立とその構造的特徴

第 2 章 零細貯蓄資金をめぐる国家と民間金融機関の競争と対立

第 3 章 郵便貯金・預金部資金の調達と運用に対する批判と政府の対応

第 4 章 預金部地方資金の融通と地方財政, 1901 - 1926

第 5 章 預金部地方資金の運用構造の変化と組合金融, 1927 - 1936

結論

本論文の要旨

リ氏の問題関心は、国家の貸付資金である大蔵省預金部資金がどのように調達され、どのように運用されたかである。その検討がなされるコンテクストは、農村と都市ないしは農業と工業といった、地域間/産業間資金移動と、国家と民間の関係、あるいは国家が支配階層からどのていど自律

的に資金運用をなしたかという観点である。序論では、この点が明らかにされる。

序論では、対象期間の半世紀をとおした預金部資金の成長と、それにたいする郵便貯金の役割、その地方還元割合の推移が示される。地方還元率はリ氏の推計したものであり、1930年代にむかって上昇傾向が読みとれる。ただ、第一次大戦以降は都市や企業への融資が十分に分離できないので、表に載せられた数字よりは低めであったと思われる。それを考慮すれば1930年代の水準は60%台であったと推測され、地方還元が「最高水準に達した」ときでも「郵便貯金の農村資金流出機能は堅調」であったと結論される。

第1章は、松方財政期における郵便貯金制度の確立過程と、その地域性や預金者の職業構成などをおおしてみた特質がテーマである。郵便貯金は、1884 - 5(明治17 - 8)年を境に農村部へ浸透し始めたこと、その結果として20世紀初頭には、郡部の比重が郵便局数で87%、預金者で79%、預金額で68%をしめるまでになったことを明らかにする。すなわち、それは地方からの資金吸収の機能を果たしたのである。

地方から吸収された預金が零細な預金者の資金であった、というのがかつての通説であった。しかし1975年に発表された寺西重郎氏の論文以来、この零細性を否認する見解が新しい通説となっていた。リ氏はこういった新通説=郵便貯金大口説を、本章で俎上にのぼせる。とくに、預金額別に判明する1915年のデータから大口と考えられる300円以上の場合、預金者の比率では1%未満、額では33%のシェアであったが、その中身も通常考えられるような大口預金者ではなかったことを明らかにする。すなわち、社寺などの団体貯金のほか、農村部落各区、会社工場、官公署、軍隊などにおける共同貯蓄がかなりの割合をしめていたというのである。結果として、農民、中小商工業者、使用人、学校生徒などの小口零細な預金の重要性が

見逃されてしまったと、リ氏は新通説を批判する。

第2章は、小口貯蓄資金の吸収をめぐる展開された国営貯蓄機関と民間銀行とのあいだの競争と対立が叙述される。松方正義蔵相による紙幣整理が一段落したあと、郵便貯金は新しい役割が与えられた。1884年に暫定的国営貯蓄銀行と位置づけられた預金局が設立され、郵貯の「調達と運用の分業体制」が出来上がる。すなわち、その調達先から分離され、国債引受という政府の財政金融政策のなかに編入できることになった。郵貯資金は、支払準備金を除いて全額預金部へ吸収され、その運用は大蔵大臣と大蔵官僚の裁量にまかされることとなったのである。

その結果は「郵便貯金の民業圧迫」であった。松方蔵相が国営貯蓄銀行を構想したころ、既に民間8行の貯蓄専門銀行が設立されていた。国営貯蓄銀行構想そのものは実現しなかったが、政府は、1890年公布、1893年施行の貯蓄銀行条例によって民間の貯蓄銀行に厳しい制限を加え、小口零細資金をめぐる競争において政府の優位は揺るぎないものとなった。

第3章は、このような中央集権的な預金部資金運用にたいする批判と、地方還元の開始、預金部改造にいたる政治経済過程の叙述である。日露戦争以後、農政学者、農村出身議員、農政ないしは地方政策担当の官僚などから、農村部資金の農外流出と郵貯運用のあり方にたいする批判が起こった。そこから出てきた要求は、大蔵省預金部資金の地方還元論である。それへの対応は、1906年の東北3県における凶作救済資金融通を嚆矢とする地方への低利融資として実現する。

しかし、預金部そのものの改造を求める意見も根強く、第一次大戦後にはそれが強まった。他方、内務官僚を中心とする政府部内関係者のあいだでは、預金部資金の地方融資をきっかけとして政党政治の農村浸透を危惧する声があった。そのような要求にたいする大蔵省の抵抗は強かったが、まず、1910年からは地方債証券の引受によって預金部資金融資が可能とな

り、1925年の改造によってその地方還元額は急増することとなった。リ氏はこの改造にいたる諸意見・諸利害の構想を分析し、その中心に大蔵省元老の坂谷芳郎がいたことに注目する。そして、改造が「財閥系ブルジョアジーの意向を反映」してなされたものという従来の見解を批判するのである。

第4、第5章は、改造前後の預金部資金の運用実態が取りあげられる。まず第4章では、第一次大戦前の、地方資金制度が成立したときより1926年にいたる時期の実態が、日本勧業銀行の未公開資料を用いて明らかにされる。この時期における融資は、預金部が勧業銀行債券・農工銀行債券・北海道拓殖銀行債券を引受け、それら特殊銀行の信用媒介機能を補強するかたちでなされた。それは、凶作や災害などにたいする応急的救済策のほか、地方自治体の窮乏化対策や各種組合への事業資金貸付のような地方財政金融問題への対策が目的であることが多かったのである。

時期別にみた特徴は、第一次大戦期までは府県や都市にたいしてなされた貸付が多く、その後の各種組合重視と対照をなしている。1918年ころよりは町村への直接融資が増加する。それは東北水田単作地帯を筆頭に農業地域に集中していたが、その後、大都市への貸付も増加する。費目別にみると、農村部のウエイトの高さを反映して土木費が一貫して高い比重を占めていたが、のちには都市部を中心に衛生費と教育費の割合が急増していった。

第5章では、1927年から昭和恐慌期までが扱われる。この時期の特徴は、預金部が直接地方への資金融通に乗り出したことである。1927年の府県と六大都市への直接貸付を皮切りに、1932年からはそれ以外の都市および町村、1935年からは水利組合と、融資範囲が大幅に拡大した。その結果、それまでの地方財政・農村金融対策という枠をこえて、失業者救済資金・旧債償還資金・社会事業資金などの社会政策的な面にまで融資が及ぶこととなっ

た。農村部への農山漁村経済更生運動関連の貸付は産業組合を中心に進められたが、産業組合の延滞率は高かったので、勸業銀行主導から国家直接介入への切替はスムーズとはいえなかったが、全体としてみると、全国郵便局網を通じて集められた資金が大蔵省預金部へ預けられ、それが地方税務監督局・税務署をとおして地方資金として融資されるという「自己完結的な政策金融システム」が出来上がったのである。それは、日本銀行をして「預金部は一般金融機関の金融機関として金融界に君臨する権限」を与えられたに等しい、と云わしめた体制であった。

最後に「結論」では、全体の要約がなされるとともに、最後に到達した体制が「日本銀行と預金部という二つの頂点を持っている『ツートップシステム』」であったことが示唆され、さらに大蔵省預金部の資金運用が「近代日本国家の相対的自律性を保障する資金的基礎」であったことが、再び強調される。

評価

リ氏の論文は、実証的にみて近代日本経済史研究にたいしていくつかの貢献をした。

その第一に、松方財政期に郵便貯金制度が確立する過程でどのような機能を果たしていたかについて、新しい通説ともいうべき寺西重郎氏の郵便貯金=大口預金説を批判的に再検討したことがあげられる。とくに官庁・兵営・工場・学校における共同貯蓄の事実を指摘、新通説へ再考を促し、郵便貯金がやはり国民の小口零細資金を吸収する制度であったことを多面的に論じた点は高く評価できる。

第二に、戦前期日本における預金部資金の運用実態を明らかにした点があげられる。とくに預金部資金の地方還元が始まる1906年から1920年代に

かけては、その実態に不明な点が多かったが、日本勧業銀行の内部資料などの発掘を通じて多くの新しい事実発見を行った。また 1930 年代は政府の直接関与によって特徴づけられるが、リ氏は未公開資料の収集をもとに、その融資先の時期的な変化を描き出した。最初は府県と六大都市向けであったのが、1932 年からは市町村へ直接融資されるようになり、また 1935 年には水利組合と公共団体貸付も含まれるようになった。ただし、延滞率の高かった産業組合へは、勧業銀行を通じての運用がなされた。このように、直接関与の実態をいっそう具体的に明らかにしたことはリ氏の貢献である。総じて、リ氏の文献渉猟と新資料発掘への努力は高く評価されてよい。

第三に、乏しいとはいえこれまでになされた研究史上で支配的であった理解、すなわち政府による預金部資金の運用は商工業界の意向を反映したものであったという理解を説得的に批判し、大蔵官僚主導の「合理主義」にもとづくものであったことを解明した。リ氏の見解によれば、明治後期に新たに政治主体として登場した政党が地方利益誘導を基盤に勢力を拡大していったことにたいして強い警戒感をいだいた政府内の各省が、それに対処する対応策をめぐって対立・抗争をするなかで、大蔵省が「国家機構主導の預金部資金運用体制」を確立していったプロセスとみるべきだという。従来ともすれば、「財界ブルジョアジー」の利害から説かれることが多かっただけに、これも評価できる点である。

問題点と今後に残された課題

しかし、問題点も若干残されている。

その第一は、膨大な数の統計表と図が掲げられているにもかかわらず、数量分析という面ではやや未整理の印象を与えた。分析の進め方がやや図式的に流れる傾向があるとの指摘が数人の審査委員からなされたが、それ

もここに原因があると思われる。

第二に、具体的な問題もある。明治前期に零細資金を吸い上げる方策をめぐってなされた論議の分析は不十分である。とくに、松方正義によって構想された国営貯蓄銀行プランについてもっと掘り下げた叙述がなされれば、この時期における近代租税国家成立の実像がより鮮明となったのではないかと考えられる。

第三に、類似の問題として地方債券の分析がある。預金部の地方還元を分析するうえで地方債券は重要な位置をしめるが、本論文におけるその分析は――資料不足のせいであろうか――不足しているように思われた点である。

また第四に、1930年代に政府がなぜ直接関与に乗りだしたかについても低金利政策と延滞問題が考察されているが、もう少し突っ込んだ政治経済学的分析があってもよかった。

さらに、全体としてみると、農工間資金移動とそのメカニズムをめぐっては経済発展論の視角から論争があるが、その研究史的分脈のなかに位置づける努力がなされてもよかったとの指摘もあった。

しかしこれらは、リ氏の論文がもつ学問的貢献を大きく損なうものではない。本論文が明らかにしたことは実証的に重要であり、また近代日本財政金融史における論点のいくつかに見直しをせまる議論を提出している。よって審査委員一同は、リ・ヒャン Chol（李香哲）氏に一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当と判断する。

1997年6月11日

審査委員： 尾高煌之助
齋藤 修
中村 政則
西成田 豊
寺西 重郎